

平成 28 年 6 月

遊佐町農業委員会第 3 回総会議事録

1. 開催日程 平成 28 年 6 月 24 日（金） 午後 2 時 00 分～4 時 30 分
2. 場 所 遊佐町役場 2 階 202 会議室
3. 会議に付した議案

- 報告事項 1 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について
報告事項 2 賃借料変更通知書の受理について
報告事項 3 議第 5 号「農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請について」
の意見書の訂正について

- 議第 10 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知受理について
議第 11 号 非農地証明願いについて
議第 12 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による
農用地利用集積計画の決定について
議第 13 号 遊佐町農地利用最適化推進委員の委嘱に関する規則の設定について

4. 出席委員 (16 名中 12 名)

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	今井 彰	2	佐藤 重一	3	伊原ひとみ	4	池田 俊明
5	齋藤 誠喜			7	川俣 義昭		
		10	荒生あや子	11	今野 一彦	12	鈴木 寿一
13	本間 克修			15	佐藤 充	16	高橋 正樹

5. 欠席委員 (4 名)

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
6	石垣 敏勝	8	渡会 健	9	菅原 幸男	14	菅原 寛志

6. 事務局出席者 (3 名)

佐藤廉造事務局長、太田英敦係長、佐藤 結主事

7. 関係機関・団体等その他出席した者 (0 名 なし)

8. 会議の概要

事務局長	<p>定刻になりましたので遊佐町農業委員会 6 月定例会を開催します。</p> <p>はじめに、10 番荒生あや子懲罰副委員長より本日の出欠状況の報告をお願いします。</p> <p>(10 番荒生あや子委員が挙手し、議長が指名する)</p>
10 番荒生あや子委員	<p>本日の出欠状況について報告いたします。</p> <p>欠席委員 4 名、出席委員 12 名で過半数の委員が出席しておりますので、農業委員会等に関する法律、第 21 条第 3 項の規定により、本総会は成立しております。</p> <p>以上報告を終わります。</p>
事務局長	<p>ありがとうございました。続きまして、総会開催にあたり、会長よりご挨拶をお願いします。</p>
会長	<p>参議院選挙がスタートしました。そこで各党への米政策について公開質問がありました。その解答を見てみると、米の所得補償交付金の廃止、飼料用米への大幅な補償金増、そして生産調整の見直しなどこの数年様々な米政策の転換が計られました。</p> <p>しかし、飼料用米への補助金は予算の確保が難しくいつまで続くか不安です。その為、主食用米、麦、大豆と一体となって、生産者が中長期の展望を持って農業に取り組むためにも、より良い環境を整備していく必要があると思います。各党とも最も多かった意見は個別所得補償の復活です。今まで我々が幾度となく見聞きしたことばかりです。</p> <p>これ以上、農家がダメにならないよう与野党協力して頑張って頂きたいと思います。</p> <p>本日は、6 月定例総会提出されました全議案に対し、慎重審議下さいますようお願いしまして、挨拶と致します。</p>
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、会議の議長は「遊佐町農業委員会 会議規則第 4 条の規程」により、会長が当たることになっておりますので、高橋会長より議長をお願いします。</p>
議長	<p>それでは、議事に入る前に、会議規則第 13 条の規程による、議事録署名人の選任を行います。</p> <p>恒例によりまして、議長の私から指名させていただくことに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>では 13 番本間克修委員、15 番佐藤充 委員をお願いします。</p> <p>なお、書記は、事務局の佐藤主事を指名します。それでは、総会次第に基づき進行いたします。</p> <p>始めに、報告事項の番号 1、2、3 について、事務局より説明願います。</p> <p>(事務局長が挙手し、議長が指名する)</p>

事務局長	(報告事項、朗読説明)
事務局	<p>補足説明いたします。総会議案書の2頁をご覧ください。</p> <p>報告事項1. 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について合計7件、全て農地法第3条の許可不要の取得事由の届出の受理となっております。</p> <p>番号12 計11筆、12,453 m² 番号13 計16筆、33,447 m² 番号14 計2筆、1,475 m² 番号15 計11筆、4,018.62 m² 番号16 計15筆、49,950 m² 番号17 計13筆、10,517 m² 番号18 計3筆、918 m²</p> <p>以上7件、全て相続による所有権の取得です。</p> <p>報告事項2、賃借料変更通知書の受理について番号1から10までは全て借人は同一人です。</p> <p>番号1 計4筆、17,460 m² 変更前の賃借料は、20,900円でこれを19,000円に変更します。</p> <p>番号2 計5筆、4,744 m² 変更前の賃借料は、20,900円でこれを19,000円に変更します。</p> <p>番号3 計3筆、2,819 m² 変更前の賃借料は、20,900円でこれを19,000円に変更します。</p> <p>番号4 計9筆、22,833 m² 変更前の賃借料は20,900円でこれを19,000円に変更します。</p> <p>番号5 計3筆、3,290 m² 変更前の賃借料は、20,900円でこれを19,000円に変更します。</p> <p>番号6 計7筆、13,594 m² 変更目の賃借料は、20,900円円で、これを19,000円に変更します。</p> <p>番号7 計1筆、376 m² 変更前の賃借料は、20,900円で、これを19,000円に変更します。</p> <p>番号8 計1筆、431 m² 変更前の賃借料は、20,900円で、これを19,000円に変更します。</p> <p>番号9 計3筆、8,205 m² 変更前の賃借料は、20,900円で、これを19,000円に変更します。</p> <p>番号10 計8筆、13,818 m² 変更前の賃借料は、鹿野、小原田が20,900円でこれを19,000円に、小原田字家ノ前と家ノ後が0円でこれを16,500円に変更します。</p> <p>番号11-1と11-2は農地利用円滑化団体である農協を仲介した契約の賃借料変更です。</p> <p>番号11-1・11-2 計3筆、5,574 m² 変更前の賃借料は24,000円で、これを17,000円に変更します。</p>

番号 12 から 24 までは、農地中間管理機構への貸付の賃借料変更です。
その内 12 番から 19 番までは、全て農地中間管理機構を通して農事組合法人杉沢に結び付けられている筆です。

番号 12 から 19 までは棲坂集落の土地所有者で、これまで一律 5,000 円で契約していたものを、一律で変更したいとの申し出があり、変更するものです。

番号 12 計 5 筆、27,843 m²

変更前の賃借料は 5,000 円で、これを 7,000 円に変更します。

番号 13 計 5 筆、15,585 m²です。

変更前の賃借料は 5,000 円で、これを 7,000 円に変更します。

番号 14 計 10 筆、29,009 m²

変更前の賃借料は 5,000 円で、これを 7,000 円に変更します。

番号 15 計 5 筆、17,123.97 m²

変更前の賃借料は 5,000 円で、これを 7,000 円に変更します。

番号 16 計 3 筆、10,959 m²

変更前の賃借料は 5,000 円で、これを 10,000 円に変更します。

番号 17 計 5 筆、10,467 m²

変更前の賃借料は 5,000 円で、これを 7,000 円に変更します。

番号 18 計 3 筆、11,939 m²

変更前の賃借料は 5,000 円で、これを 7,000 円に変更します。

番号 19 計 1 筆 2,266 m²

変更前の賃借料は 5,000 円で、これを 7,000 円に変更します。

番号 20 から 24 までは、個別に申出があり、耕作不便や転作等のため当初設定した反収に合わせた賃借料を変更するものです。農地中間管理機構を通した相手先は、結いの里蕨岡、アグリ南西部です。

番号 20 計 5 筆、17,300 m²

変更前の賃借料は 17,000 円で、これを 13,000 円に変更します。

番号 21 計 1 筆、6,661 m²

変更前の賃借料は 5,000 円で、これを 15,000 円に変更します。

番号 22 計 3 筆、4,266 m²

変更前の賃借料は 17,000 円でこれを 15,000 円に変更します。

番号 23 計 1 筆、142 m²

変更前の賃借料は 17,000 円で、これを 1,000 円に変更します。

番号 24 計 1 筆、2,695 m²のうち 1,739 m²

変更前の賃借料は 17,000 円で、これを 1,000 円に変更します。

報告事項 3. 議第 5 号「農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請について」の意見書の訂正について総会議案書は 9 頁をご覧ください。

この件につきましては、野沢に分家住宅を建設するという内容で 4 月総会において許可相当として県知事に進達したのですが、農地区分が第 2 種農地ではなく第 1 種農地との指摘が庄内総合支庁農業振興課よりありまして、

	訂正して提出をいたしておりますので、報告いたします。
議長	只今の報告事項について、何か質問・意見等はありませんか。 (15 番佐藤 充委員が挙手し、議長が指名する)
15 番佐藤 充委員	賃借料変更についてですが、番号 13 から 19 まで同じ法人のようですが、番号 16 だけ金額が違うのは何か理由があるのですか。
議長	事務局、説明願います。 (事務局が挙手し、議長が指名する)
事務局	ご説明致します。先ほどもご説明致しましたが、棲坂集落で一律で金額を 7,000 円に変更したいとの申し出がありました。ただ、16 番の賃貸人については以前契約していた金額が 13,000 円ということで土地所有者から 5,000 円では困るとのお話があり耕作者と相談をして頂き番号 16 のみ 10,000 円に変更致しました。一律 7,000 円からは外れてしまいましたが、集落と耕作者の了解のうえで土地所有者の希望という事で 10,000 円に変更するようです。
	他に何かありませんか。 (5 番齋藤誠喜委員が挙手し、議長が指名する)
5 番齋藤誠喜委員	賃借料変更の番号 21 ですが、5,000 円から 15,000 円に変更なっていますが、これも何か理由があるのですか。
議長	事務局、説明願います。 (事務局が挙手し、議長が指名する)
事務局	ご説明致します。番号 16 に関してですが、手続きの際、1 筆のみ金額に誤りがあり今回、他と金額を合わせるため賃借料変更をした次第です。
議長	他に何かありませんか。 (質問・意見なし) 無いようですので、以上で報告事項を終了し、引き続き議事に移ります。 議第 10 号農地法第 18 条第 6 項の規定による通知受理について、事務局の説明を求めます。 (事務局長が挙手し、議長が指名する)
事務局長	(議案書、朗読説明)
議長	事務局より補足説明願います。 (事務局が挙手し、議長が指名する)
事務局	ご説明いたします。農地法第 18 条第 1 項第 2 号、農地の引き渡し期限前、6 箇月以内に成立した合意解約が書面で明らかなため、通知の受理のみで足りる内容になっております。 個別にご説明いたします。 番号 7 計 1 筆、307 m ² 解約の事由は借人への所有権移転のためで、解約後は議第 12 号 (1) 番号 6 で所有権移転の予定です。 番号 8 計 3 筆、4,607 m ²

	<p>解約の事由は借人への所有権移転のためで、解約後は議第 12 号（1）番号 7 で所有権移転の予定です。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただいまの事務局からの議案説明について質疑を行ないます。何か質問・意見等ございませんか。</p> <p>（質問、意見なし）</p> <p>無いようですので、お諮りします。</p> <p>議第 10 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知受理について原案のとおり決定する事に賛成の方は挙手願います。</p> <p>（出席委員全員挙手）</p> <p>全員賛成ですので、原案のとおり受理する事に決定いたします。次に議第 11 号非農地証明願いについて事務局の説明を求めます。</p> <p>（事務局長が挙手し、議長が指名する）</p>
事務局長	<p>（議案書、朗読説明）</p>
議長	<p>事務局より補足説明願います。</p> <p>（事務局が挙手し、議長が指名する）</p>
事務局	<p>それでは説明いたします。議案書は 14 頁をご覧ください。</p> <p>番号 4 計 3 筆、124 m²</p> <p>昭和 46 年から倉庫に隣接して車庫となっており、農地に復元することが著しく困難で、復元しても農地として継続利用が出来ない状況です。以来 40 年以上宅地として使用しており、固定資産税も宅地並み課税されております。</p> <p>農地への復元は困難であることから、現況非農地として証明してよろしいかご審議をお願いします。</p> <p>なお、申請地は都市計画区域外、農振農用地区域内、土地改良事業の受益地外となっておりますが、農振除外につきましては、農業振興係と相談したところ、職権にて落とすということでありました。</p> <p>また、申請地と一体の土地にある住宅については、町の定住施策の空き家バンクに登録されております。</p> <p>審査基準書の 2 頁に位置図と字限図、補足説明資料 1 頁に現況写真を掲載しております。</p> <p>先日、川俣義昭土地専門部会長、佐藤重一副部会長、今井彰委員の 3 名で現地調査をおこなっておりますので、補足説明がありましたらお願いします。以上です。</p>
議長	<p>それでは 7 番川俣土地専門部会長より報告願います。</p> <p>（7 番川俣義昭委員が挙手し、議長が指名する）</p>
7 番川俣義昭委員	<p>6 月 17 日に現地を見て来ました。補足説明資料の現地調査写真でもわかるように宅地として長年使用していることから農地に戻す事は不可能だと判断してきた次第です。</p> <p>以上です。</p>

議長	<p>それでは、2番佐藤重一副部長より報告願います。 (2番佐藤重一委員が挙手し、議長が指名する)</p>
2番佐藤重一委員	<p>私も川俣部長と同じで、すでに境界事体わからないような状況でしたの許可相当と見て来ました。</p>
議長	<p>それでは、1番今井彰委員より報告を願います。 (1番今井彰委員が許可し、議長が指名する)</p>
1番今井彰委員	<p>写真を見ても分かるように農地への復元は不可能と見て来ました。</p>
議長	<p>ただいまの議案の事務局説明、現地調査委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。 (質問、意見なし)</p> <p>議第11号非農地証明願いについて原案の通り可決する事に賛成の方は挙手願います。 (出席委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議第11号について原案の通り許可相当の意見書を添付して県知事に進達する事に決定いたします。</p> <p>次に、議第12号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、事務局の説明を求めます。 (事務局長が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局長	<p>(議案書、朗読説明)</p>
議長	<p>事務局説明願います。 (事務局が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局	<p>それでは、補足説明致します。審査基準書3頁をご覧ください。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、遊佐町長から農用地利用集積計画の決定を求められております。</p> <p>内訳は、(1)所有権移転が3件、(2)利用権の設定が4件となっております。計画要請の内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>(1)所有権移転 番号5 計2筆、7,858㎡ こちらは、双方の希望によるもので、総額は2,300,000円で、10aあたりの単価は292,695円で売買による所有権移転です。取得後は大根を作付予定です。</p> <p>番号6 計1筆、307㎡ こちらは、譲受人の希望によるもので、総額42,212円で、10aあたりの単価は137,500円で売買による所有権移転です。こちらの1筆については、これまで残存小作地として譲受人が耕作していたため、本町の慣行である五分五分補償を適用したいとの申し出があり、双方合意でしたので、275,000円の半額137,500円での売買となっております。</p>

	<p>なお、275,000 円という金額は、周辺の実勢価格の 55 万円の半額で、半額の理由は今後基盤整備の対象となるためです。譲受人は 27 年 3 月総会でも同様の金額で田を取得しています。</p> <p>番号 7 計 3 筆、4,607 m²</p> <p>こちらは譲受人の希望による所有権移転で、総額 1,222,100 円で、10a あたり 275,000 円と 137,500 円です。1 筆のみ 137,500 円の売買は双方の申し出によるものです。</p> <p>(2)利用権設定</p> <p>番号 23 計 1 筆、1,450 m²</p> <p>期間は 5 年、単価は 0 円で同一人と再設定です。借人は認定農業者です。</p> <p>番号 24 計 3 筆、12,809 m²</p> <p>期間は 5 年、単価は 10 a あたり 19,000 円で同一人と再設定です。借人は認定農業者です。</p> <p>番号 25 計 5 筆、8,334 m²</p> <p>期間は 3 年、単価は 10 a あたり 19,000 円、家ノ前の 1 筆のみ 0 円で同一人と再設定です。</p> <p>番号 26 計 16 筆、17,159.86 m²</p> <p>期間は借人の他の契約と終期を揃えるために 7 年 9 ヶ月、単価は 10 a あたり 17,000 円で同一人と再設定です。借人は認定農業者です。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>この案件につきましては、農地利用調整委員会が開催されておりますので、15 番佐藤充委員長より報告をお願いします。</p> <p>(15 番佐藤充委員が挙手し、議長が指名する)</p>
15 番佐藤充委員	<p>6 月 17 日に、この会議室で 7 名の委員が出席して、農地利用調整委員会を開催しましたが、全ての案件について、特に問題なしとして審議し、本総会に提出しております。</p>
議長	<p>それでは、質疑に入ります。</p> <p>只今の事務局の説明に対し何か質問意見等はございますか。</p> <p>(質問・意見なし)</p> <p>よろしいですか。それでは質疑を打ち切り採決いたします。</p> <p>議第 12 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(出席委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議第 12 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について、原案の通り許可することに決定いたします。</p> <p>次に、議第 13 号遊佐町農地利用最適化推進委員の委嘱に関する規則の設定についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>

	(事務局長が挙手し、議長が指名する)
議長	それでは事務局より補足説明願います。 (事務局が挙手し、議長が指名する)
事務局	それでは説明いたします。 農業委員については、議会の同意を得て、町長の選任となりますが、農地利用最適化推進委員につきましては農業委員会会長が委嘱することとなっておりますので、農業委員会等に関する法律の改正に伴い、農地利用最適化推進委員の委嘱に関する規則の整備を図る必要があるため提案するものであります。 第1条では規則の趣旨について、第2条では推薦及び募集の方法について、第3条では推進委員候補者として推薦を受ける者、応募する者の資格、第4条では推薦、応募の方法、第5条では募集の周知方法、第6条では推薦・募集方法と募集期間の中間・終了後の公表に関することと機関について、第7条では候補者の評価について評価委員会から意見を求めるというもの、第8条では委嘱について、第9条は欠員が生じた場合の手続きとその任期について、第10条では規則の施行に関し、必要な事項については、別に定めることについて規定いたしております。
議長	それでは、質疑に入ります。 只今の事務局の説明に対し何か質問意見等はございますか。 (質問・意見なし) よろしいですか。それでは質疑を打ち切り採決いたします。 議第13号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。 (出席委員全員挙手) 全員賛成ですので、議第13号遊佐町農地利用最適化推進委員の委嘱に関する規則の設定について、原案のとおり決定することにいたします。 予定されておりました議事は以上ですが、他に何かございませんか。 (委員、事務局共になし) 無いようですので、これで6月の定例総会を閉会します。 ご協力ありがとうございました。

遊佐町農業委員会会議規則第 13 条の規定により、ここに署名します。

平成 28 年 6 月 24 日

議 長 ㊟

議事録署名委員

13 番 ㊟

15 番 ㊟